

国土審議会政策部会国土政策検討委員会

新しい公共検討グループ（第3回）

平成22年11月1日

【小玉課長補佐】 それでは定刻になりましたので、ただいまから、第3回新しい公共検討グループを開催させていただきます。

私は、国土計画局広域地方整備政策課で課長補佐をしております小玉と申します。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。議事に入りますまで、暫時私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

初めに、座席表、議事次第とございまして、資料1「国土政策検討委員会委員名簿」、資料2-1「ろうきんが取り組むNPO支援とNPO融資」、資料2-2「西武信用金庫のコミュニティビジネス支援活動」、資料2-3「英米のコミュニティ開発金融政策と、日本に与える示唆」、資料3「「新しい公共」における課題の整理」、資料4「今後のスケジュール（案）」、参考資料1「「新しい公共」推進会議について」、参考資料2「新しい公共検討グループ（第2回）議事概要」となっております。

またメーンテーブルの方々のところには、これらのほかにご参考としまして、「Suwaの柱ファンド 独自のスキームで地場企業の共同事業を支援」と、パンフレット「eco. 定期預金」による西武環境保全活動助成金報告書」、最後に1枚紙で「中間支援組織の事業分野・業務内容の調査について（中間報告）」を配付させていただいております。

こちらの最後の資料につきましては、事務局より説明させていただきます。

【中井川広域地方整備政策課長】 今、最後にご紹介申し上げました「中間支援組織の事業分野・業務内容の調査について（中間報告）」とございますが、これは先般、報告書が出ました集落課題検討委員会のレポートを受けまして、総合計画課のほうで整理をした資料でございます。話題として提供させていただきますのは、前回のワーキンググループで中間支援組織の公設・民設論等の議論がございましたので、一つの状況というもので、実態の一つとしてお示しするというものでございます。これは集落におけるさまざまなNPOや住民団体の活動に対して、いわゆる中間支援組織がどのような形態で、どのような業務や活動をしているかということでございます。

まず、左側の円グラフでございますが、設立形態としましては、公設公営形態が約2割、公設民営形態が5割弱、それからいわゆる民設民営、ただ、ここは社協も一応、民設民営という形にカウントしてございますが、それを含めまして、大体3割という状況になってございます。

それで、公設民営の内訳を見ますと、6割強、3分の2弱ぐらいが、いわゆるNPO法人が運営を受託している。そのほかには社会福祉法人も13%という形になっておりまして、任意団体、株式会社は非常に運営等としては低くなっているという状況でございます。

それから右側の棒グラフでございますが、その中間支援事業分野、これはNPO法上の登録と申しますか、業務登録ということでございますので、さまざまな業務をカウントしている場合がございますが、やはりまちづくりの活動等もあわせて行っていると。地域に密着した活動を中心に行っている状況が見てとれるということ。

それから、下でございますけれども、いわゆるハンズオン支援、相談窓口以下の部分を仮にそのハンズオン支援業務というふうにカウントした場合、調査団体165団体のうち65団体、3分の1程度はこういう形でのハンズオン支援も行っているという状況でございます。

これにつきましては、後ほどの皆様方のご討議の参考にしていただければ、幸いです。

以上でございます。

【小玉課長補佐】 配付させていただいた資料に不備などございましたら、事務局のほうまでお知らせいただければと思います。

なお、配付した資料のうち、参考資料2の「議事概要」ですが、こちらにつきましては、当日の議事の速報版として事務局にて作成して、ホームページで公表させていただく予定のものになっております。こちらにつきまして修正等ございます場合には、後ほど事務局までお申しつけください。

次に、本日の会議の公開につきましてご説明させていただきます。国土政策検討委員会が、会議、議事録ともに原則公開することになりました。本検討グループも公開の扱いにさせていただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

また本日は、本検討グループのテーマについて知見のある方からご説明をいただくため、

3名の方々にもご出席いただいておりますので、順番にご紹介させていただきます。

全国労働金庫協会企画統括部企画担当部長、鹿島健次様でございます。

西武信用金庫常勤理事、高橋一朗様でございます。

明治大学経営学部准教授、小関隆志様でございます。

また、本日はオブザーバーとして、日本政策投資銀行地域企画部公共RMグループ課長、伊藤賢治様にもご出席いただいております。

それでは、この後の議事進行につきましては、小田切委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

【小田切委員】 はい。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

会場が大きいため、少し声が通らないところもございますので、場合によったら、マイクを近づけてご発言いただくような、そんなことになろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事は大きく3つでございます。まず有識者からのご説明、2番目には「新しい公共」による課題の整理、そして3番目、「その他」でございます。

1番目の議題であります有識者からのご説明、これは先ほど事務局からご説明ありましたように、3名の方々にお越しいただいております。それぞれ3名の方々から一括してプレゼンテーションをしていただいた後に、意見交換させていただきたいと思ひます。

順番ですが、先ほどのとおり、鹿島様、高橋様、小関様の順番で、お1人当たり、短い時間で大変恐縮ではございますが、15分内外ということで、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

それでは、一番最初に鹿島様からご説明をお願ひいたします。

【全国労働金庫協会（鹿島）】 労金協会の鹿島でございます。よろしくお願ひいたします。

大変貴重なお時間をちょうだいしまして、私どもが取り組んでおりますNPO支援とNPO融資につきまして、説明をさせていただきたいと思ひます。

資料、各ページの右側下のほうにページが振ってございますので、そのページを使わせていただきたいと思います。

ページでいきますと、2ページから4ページ目あたりは、本題には余りかかわりのないことでございますけれども、私ども、ろうきんをご理解していただいた上で、取り組みについてお聞きいただければという趣旨で、設けております。

それと、5ページから8ページ目も、本題からは少しそれるのですが、この辺のところ
が私どものNPO支援、NPO融資の背景にもなりますので、少しページを割かせていた
だいております。

では、まず2ページ目の私どものろうきんの生い立ちです。私どもは1950年に岡山、
兵庫で信用協同組合として発足いたしました。ちょうど今年が60周年の還暦に当たりま
す。私ども労金協会はその翌年の51年に設立いたしました。我々の業態の根拠法をつく
ることが最大の目的でありました。1953年には労働金庫法が施行されました。それ以
降は労金法を根拠法とする労働金庫として金庫の設立が進み、一つの業態をなしておりま
す。

例外はありますが、各都道府県に1つずつ、47金庫体制でありましたけれども、19
98年以降は地域統合を進め、現在は13の体制で、全国をネットワークしております。

その図柄が3ページ目の「ろうきんのネットワーク」ということで、北海道ろうきんか
ら沖縄県ろうきんまで、13の金庫で全国をネットワークしております。

4ページ目へ参りまして、私どもの概況でございます。今申し上げたとおり、13金庫
665店舗で業務をしております。3行目に団体会員数とございますが、ここは少し説明
が要るかと思えます。私ども労働金庫の場合、会員は団体ということになっております。
団体加入が原則であります。その次の行の個人会員というのがありますが、これは、団体
を通じてろうきん取引ができない方のために、例外的な措置として設けられている会員制
度であります。

団体会員を構成する間接構成員、組合員さんの数が991万人ほどございまして、個
人会員と合わせますと、約1,000万人が私どものメンバーということになっております。

預金残高は、この2010年9月末現在で約16兆9,000億円で、今年度中には17
兆円の大台に載せることができるかと思っております。

融資は11兆円ほどございます。

ここまでは、前段のお話です。これから少しNPOにかかわりのある部分となります。

5ページ目、「ろうきんの理念」ということで、1997年に私どもろうきん協会の理事
会で確認をした理念であります。実はこの前にも理念はありましたが、古臭くなりまして、
リニューアルをしました。言葉もソフトにして、新しい理念をつくったということであり
ます。

1つ目は、私どもは働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関ということ

す。2つ目が、我々は会員組織でありますので、会員が行う経済・福祉・環境及び文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的としています。そして3つ目が、この辺が少しNPOに関連してくるのですが、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っているということです。あと2つありますが、省略いたします。主にこの3つぐらいを念頭に置いていただきまして、私どもの取り組みをご理解いただければと思います。

次に6ページ目、「ろうきんの目的」ということで、これは先ほど申し上げました私どもの根拠法であります労金法の第1条に法の目的として書かれている内容であります。1つは、この労働金庫制度、新しくできた金融制度ですので、これを確立すること。2つ目が、私どもの会員であります団体が行う福利共済活動のための金融の円滑化を図ること。3つ目が、その健全な発達を促進すること。4つ目が、労働者の経済的地位の向上に資することということ。以上が、我々の目的となっております。

次、7ページ目ですが、「ろうきんの会員」についてのご説明です。労働金庫の会員になり得る団体と個人の条件であります。1から4までが団体会員です。1つは労働組合、2つ目が消費生活協同組合。3つ目が公務員の団体、公務員さんの労働組合等です。4つ目が、「労働者のための福利共済活動、労働者の経済的地位の向上を目的とし、構成員の過半数が労働者である団体」ということになっております。こういった団体に加盟ができない方々、これが5番目の「地区内に住んでいるか、地区内の事業場で働く労働者」ということで、個人会員として、我々のメンバーになれるということになっております。

8ページは「ろうきんの融資先」についてです。私どもは、協同組織金融機関でありますので、業務には一定の規制がございます。図の赤い円の部分「会員」と書いたところ、先ほど申し上げた労働組合、生協、そして公務員の団体、あるいは労働者の団体、個人会員、こういった先への融資が、私どものコアの部分であります。

しかしながら、実際は団体を構成をしている個々のメンバー、個人の方への融資のほうですが、比重は大きくなっております。黄色い円の部分です。このふたつが我々の業務の中心ですが、それ以外に国、地方公共団体、営利を目的としない法人、金融機関、その他会員以外への融資ということも、法にうたわれております。赤い枠の中に書いてある先です。これは労金法施行令に具体的に記載されています。

さらに、ここの中の幾つかの詳細な点については、金融庁長官、厚生労働大臣が告示で定めています。2番の「金融庁長官、厚生労働大臣が定める金額の範囲内での個人会員資

格を有する個人、個人会員・間接構成員と生計を一にする配偶者・親族」への融資、小口員外融資とっていますが、300万円まではこれができることになっております。

それと8番、「地方住宅供給公社等金融庁長官、厚生労働大臣が定める営利を目的としない法人等」についても、告示で指定をされております。下の青い点線の箱の中に書いてありますとおりで、最後に「特定非営利活動法人」、NPOへの融資が可能になっております。

先ほどご説明いたしました私どもの理念の中の3行目にありましたとおり、私どもは、市民によって組織されている団体も会員にしたいという思いがあります。当初、NPO法が施行された段階で、NPOをろうきんの会員としたいということで、監督官庁とも折衝したところですが、NPOが労働者の団体といえるかといったことがあり、その辺のところ、我々のコモンボンド（common bond）と直結しなかったというようなこともありまして、会員とすることは認められませんでしたけれども、告示により員外融資とすることが認められているということでもあります。

9ページ目に参りまして、私どもがこのNPO支援、あるいはNPO融資も含めて、取り組むことになった背景と目的を図式化させていただきました。根本にあるのは、5ページ目でご説明をした理念であります。我々は、「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し」ということでもあります。ここには書いてありませんが、その次に、会員とは何ぞやというのがありますが、市民により組織された団体の行うこういった活動についても、我々は取り組みをしていきたいという心構えがございます。

一方で、私どもの会員メンバーであります労働組合は、大変、今、組織率の低迷に苦しんでおります。そのような状況の中でナショナルセンターの連合が2003年に中坊公平さんを座長に、連合評価委員会を設け、労働組合の運動のありようについて提言をいただいております。その内容を簡単に申し上げますと、この箱の中に書いているようなことでありまして、組合員だけを対象にする内向きの運動だけでは今後、労働組合は生き残れないというような提言がされております。運動の領域を拡大して、職域から地域や社会へ踏み出すべきだというような提言です。これを受けて連合は、そうした取り組みを行っていくことを大きな方針としました。

もう一つは、社会情勢として少子高齢化・人口減少社会の到来、さまざまな格差の拡大、財政の悪化、社会保障の後退と不安の拡大、市民活動の活性化、NPO法の施行と、こういったようなことありまして、もともと我々が設立したときの「働く人のお金は働く人の暮らしを支え、豊かにするために循環させる」という原点に戻りまして、これこそNP

〇という新しい分野に資金を循環させていくことの裏づけになるということで、我々はNPO融資に踏み出し、NPOの支援をしているということでもあります。

現在、全国13の金庫で取り組んでおります主な支援策を10ページに列挙させていただきました。

まず、「寄付システム」といまして、これはお客様がろうきんに開設している普通預金口座から、たとえば毎月100円をお客様が指定したNPOへの寄附をとして自動振替でやるというようなことで、6金庫が取り組んでおります。

次に「寄付金付き定期預金」です。これは定期預金のお利息の一定の割合をNPOへの寄附金に充当するというような仕組みです。

それと昨今、NPOバンクがいろいろ立ち上がっておりまして、そこへの人材面での協力、あるいは基金とか資金の提供、審査ノウハウの提供といったようなことがあります。3金庫は、NPOバンクへ職員を派遣しております。

あとは、「NPOが負担すべき為替振込手数料等の免除」ということで、大した額ではありませんが、これも為替を利用して送金をする際の手数料を免除していたり、軽減していたりというような施策がございます。

「広報・学習」ということでありますと、NPO向けに資金の調達ノウハウの講座を開いたり、あるいは講師を派遣したりといったようなこともありますし、社会に向けても、NPOの活動について広く説明をするような活動を展開しております。

「パートナーシップ制度、インターンシップ制度」というのは、私どもの会員であります労働組合の組合員さんとNPOの出会いをつくることです。NPOで欲しい人材、労働組合の組合員の方々、とりわけ定年を間近に控えておられる方々とNPOの出会いを作るものです。実際にNPOの活動に参加することになれば、交通費とかちょっとした弁当代ぐらいは、ろうきんで負担するといったようなこともやっております。

最後の「助成金」というのは、単に私どもがいろいろなNPOへの金銭的な支援をする、これはもうほとんどすべての金庫で取り組んでおります。

NPO事業サポートローンは13金庫すべてで取り扱っております融資制度であります。これを11ページに制度概要としてお示ししました。残念ながら統一の制度ではございませんで、13金庫ごと、若干、差異がございます。内容はここに書いてあるようなとおりですので、改めて説明はしませんが、金利なども金庫ごとになっておりますので、幅がございます。

そのNPO融資の実績であります、グラフ化してございますが、2005年、2008年あたりは棒グラフ、折れ線グラフがちょっとへこんでおりますけれども、トレンドとしては右肩上がり、件数、残高とも増やしてきております。

2009年度、2010年3月末の残高では10億円を突破いたしております。累計ですと、下の囲いの中にありますが、528件34億円程になっております。

この制度の課題ということで、13ページにまとめてございますが、まずこれは、私どもの業法上の問題であります、8ページにも整理しておりますけれども、1番目に私どもは営利企業に融資ができないということです。したがって、社会的な企業といっても、有限会社法人とか株式会社法人あるいは事業協同組合への融資ができないということがあります。こうした先は隣にいる西武信金さんとか信組さんの分野かなというふうには思います。

2点目が、私どももNPOさんに積極的に融資をしたいということで、ご相談に多々応じるわけですが、NPOの皆さんの側で財務諸表あるいは事業計画書・報告書といったようなものがつくられていないというようなことで、なかなか融資に応じられないようなケースが多々ございます。セミナー等々で、そういうノウハウを我々の側からNPO様のほうに提供するというような取り組みをしております。

3点目は、個人連帯保証人を要するという事です。これは我々の側の制度設計の問題ですけれども、いざ融資ということになりますと、なかなか難しい問題であります。

4点目も、これも我々のろうきん側の制度設計の問題ですけれども、融資枠が小さいことです。最近、億円単位の公共事業をNPO等が受託をされているケースがあります。農林水産省さんや国土交通省さんですと、公共事業等の大きな事業がありますものですから、億円単位のつなぎ融資のニーズとなるのだと思います。このようなニーズになかなかこたえ切れておりません。

5番目、これも我々の制度設計の問題ですけれども、創業資金の融資をしていない。二、三年の事業実績のある先を融資の対象にしています。

この5番目の問題を克服するための制度として、良い例がありましたので、14ページにお示しをします。これは、京都府で行われている融資制度ですけれども、創業資金にも対応できるようになっています。京都労働者福祉協議会、これは、労働組合あるいは生協や全労斉、ろうきんといったような労働者自主福祉運動をやっております事業団体が加盟している組織ですけれども、その京都労福協が一定の預金を私どもの近畿ろうきんに入れ

てくださっております。これを担保預金といたしまして、その5倍の枠で融資を実行するものです。15ページに説明を入れておりますが、このきょうとNPOセンターという中間支援組織と労働者福祉協議会、労福協とろうきんの3者が提携をしまして、創業資金も含めてご融資をし、地域に役立つお金の循環をつくっているということでもあります。

詳しいことは、15ページの文字で書いてございますので、後でお目通しをいただければと思います。

「今後の展望」ということで、まとめのような形で少し、4点ほどまとめました。さきの円卓会議の中で、私どもろうきんがNPOへの融資の担い手として掲げられました。これは、私どもの取り組みが一定程度、評価をしていただけたものということで、大変うれしく思っております。

こういったことも踏まえまして、今年の6月29日に全国労金大会で私どもの理事長から、「新しい公共」の担い手として一層取り組みを強化していくという、大きな方針をお示ししたところであります。

NPOもそうですけれども、「新しい公共」ということであれば、いろいろな分野があるかと思えます。今、法制化が検討されている協同労働の協同組合、ワーカーズコープといたり、ワーカーズコレクティブといたり、まだ法律ができておりませんので、いろいろな呼び方がありますが、こういった分野も、私どもに大変関係の深い分野ではないかというふうに思っております。こうした先への金融も今後担っていきたいという考えであります。ぜひ、皆様のご協力をいただきたいというふうに思います。

以上です。

【小田切委員】 はい、どうもありがとうございました。短い時間でほんとうに申しわけございません。

それでは引き続きまして、高橋様から同様に15分ということで、大変申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

【西武信用金庫（高橋）】 ご紹介いただきました西武信用金庫の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。お役に立てるお話ができるかどうかわかりませんが、声をかけていただきましたので、ありがとうございます。

私の資料のほうが、すみません、余り整ってなくて申しわけないですが、今の続きの1ページ目と2ページ目、それから私どもがふだん使っておりますチラシのコピーというような形で、合計4枚ほど。それから、お手元に別添の資料ということで、「e c o. レポー

トVOL. 2」というのをお配りさせていただきました。この辺をご参考に見ながら、お話をさせていただきたいと思います。

私のほうでは、私ども西武信用金庫がコミュニティビジネスのご支援を始めたきっかけ、経緯と現在の活動、また今後の考え方について、ご報告をさせていただこうと思っております。

私ども西武信用金庫は東京中野区に本店がございまして、預金量で1兆3,000億円ほど、貸出金で9,000億円ほどというところで、信用金庫の中では中堅からちょっと大きいほうに入るくらいの信用金庫でございます。とはいいいながら、大手の銀行さんに比べますと、ほんとに小さな金融機関で、地域、また法律的にも信用金庫も営業エリアがはっきり決められていますので、その地域の中で何ができるかということ創立以来、考えてきたところでございます。

その中で、ちょうど10年、11年ぐらい前に、私どもの営業体制というんでしょうか、地域の皆様へのかかわり方について、組織内で議論をした結果、大きくビジネスモデルを変えようということで、かじを切らせていただいております。それは、従来、信用金庫等、あるいは地域金融機関が中心にやってきました集金を主体としたビジネスモデルを変更して、地域の皆様の特にご融資先の皆様の課題を解決していくところをビジネスモデルの中心に据えようよということで、かじを切らせていただきました。

従来から信用金庫が、あるいは地域金融機関が集金を機軸としてやってきておりますので、それをなくすことは致命傷になるよというような言い方も当時されたのを記憶にありますけれども、何とかその後10年やってまいりまして、預金と融資の比率の預貸率では、全国で1番か2番ぐらいにまでなかってまいりましたので、何とかなつたかなというところがございます。

そういう中で、ビジネスモデルの根幹は、特にご融資先、中小企業の皆様の課題や要望におこたえしていく。それを解決するお手伝いをするので、何とか選んでいただけないかと。その選んでいただいた結果、預金なり貸出金なり、メインにお使いいただくことができないだろうかと、こういうモデルをつくらうということでございました。

ただ、我々金融機関の職員が、中小企業の皆様のご商売にかかわるほんとうの課題や問題をすべてわかることは、なかなか難しいということで、大変多くの地域の皆様とか専門家の方々、あるいは大学、そういった方々のお手伝いをいただきながら、ネットワークを組むことで、この10年ちょっとやってきたということでございます。まさに中小企業の

課題、問題をどう我々が把握して、勉強して、それを具体的に解決するかというところに重きを置いてまいりました。

その中で、同じ時期に、一方で地域の預金を地域の企業の皆様にご融資をしているスタイルですので、今、1万7,000社ぐらい、融資は中小企業にしていますけれども、地域のお客様は何十万というお客様からお金をお預かりしています。そういった中で、同じく預金のお客様の中からも、続々NPOをおつくりになるとか、新たなお仕事を退職後されたいとかいうお話が、ちょうど七、八年ぐらい前から出てまいりました。

我々からすれば同じ課題ということで、ここにもこたえていこうということで、まず1ページ目にございます。ちょうど真ん中にあるんですが、「西武コミュニティローン」ということで、資金のご要望が多いんであればということで、まず資金のご要望におこたえしようということで、コミュニティローンというのをつくってまいりました。これまで約7年たちましたが、合計で221件、54億円ほど実行の累計がございます。

その中で、NPOに限れば151件16億6,000万円ほど実行しております。まずはこれが最初の私どものコミュニティビジネスへの支援ということで、始めた分野でございました。

そうしているうちに、NPOの皆様と関係が深まれば深まるほど、いろいろコミュニティビジネスの方々の現実的なお悩み、課題をお聞かせいただけるようになり、次につくりましたのが、左側にございます「西武コミュニティオフィス」というのをつくらせていただきました。JR荻窪の駅前に荻窪支店というのがございます。大変大きな支店で、その上のスペースがあいていたものですから、外階段をつけ、24時間出入り自由にして、ウェブの環境を整えたコミュニティビジネスの方専用のオフィスを賃貸でお貸しすることにしたしまして、10の部屋がございますので、2年ずつ交代でお使いいただいています。今、4回転目に入ったところでございます。

皆様からは、2年たった後、もう少し使いたいというふうにおっしゃっていただくことも多いんですが、我々の考え方は、コミュニティローンもそうなんですけれども、コミュニティビジネスとはいえ、NPOとはいえ、やはり永続的な活動をしていただくこととか賛同者を得て活動を広げていくためにも、適正な利益は必要なのではないか。立ち上げ時期の厳しい時期には、このオフィスを使っていただいて、多分、半額ぐらいにはなっているのではないかと思うので、使っていただくことは結構だけれども、何とか2年のうちに軌道に乗るような活動をお願いしたいということで、もう一つは、なるべく多くの方々に

お使いいただきたいという意味も含めまして、2年ずつで交代をお願いしているところでございます。これが2つ目の私どものコミュニティビジネスに対する支援活動ということでございます。

また、そういうことを積み重ねた中で、特に最近では環境系のNPOの皆様から、いろいろなお話をいただくことが増えてまいりました。そういう中で、なかなか環境の分野のNPOの皆様には、いわゆる補助金のようなものがつきにくいんだなということも、少しわかってまいりました。つくられましたミニコミ誌のようなものに、寄附をお願いできないかとか広告をお願いできないかという話を数多くいただいたりするわけですが、なかなかすべてにおこたえができないということで、ではということで考えましたが、一番右上の「e c o.定期預金」の仕組みでございます。

これは幾つか特徴がございまして、環境をうたった定期預金は数多くの金融機関、定期は今かなりお取り扱いだと思いますが、私どもでは「e c o.定期預金」をお預けいただいた地域のお客様のお利息の20%を天引きさせていただいて、したがって、預金者の方々には少し利息が減ります。その合計額と同額を私どもが拠出することによりまして、ささやかですが、基金的なものにさせていただいています。この基金について、地域の間支援組織の皆様のご協力をいただき、地域のNPOの方々から補助金というような形でご要望をいただきまして、また環境等、あるいはNPO活動に詳しい諸先生方にお手伝いをいただきまして、申請をいただいたNPOの方々に、小さい金額ですが、寄附をさせていただいています。

その際にNPOの方々をお願いをしているのはたった一つだけで、そのお金によって地域がどういうふうになりましたという報告書だけはいただきたいというふうをお願いをしています。その報告書をもう一度、私どもが取りまとめ、今日、実はお手元にお届けしましたこの「e c o.レポートVOL.2」というのは、2回目よきの報告書なんです、こういう形に取りまとめいたしまして、預金をお預けいただいたすべてのお客様に、私どもがもう一度、職員の足を使って、すべてお届けにあがっております。そこで、お客様から寄附をいただいた、天引きいただいたお利息がこういう形で役立ちましたということをご報告申し上げます。

これはお客様にきちっとご報告する義務が当然あると思っていますので、大変時間もかかりますが、すべてやっています。もう一つの意味は、我々職員が地域の一員としてほんとうに認めていただくには、そういうことを肌身をもって知ることが必要だろうという意

味も含めまして、お客様のところに一軒一軒、ご報告にあがり、こういう形の活動に役立たせていただきましたということのご報告をしています。

その際に、本来の目的はご報告をする際に、自分でもそういう活動をしたいとか、あるいは寄附をさせていただいたNPOに自分も加わりたいというようなお客様がもしいらっしゃいましたら、それを募ることで、地域の環境に対するコミュニティ活動が広がっていただければ、我々の少し役に立つ場面もあるのではないかとということで、この「e c o. 定期預金」の取り扱いをしております。

最初は職員のほうも戸惑いまして、やっと10億円、560口だったかな。10億円がやっとでしたが、2回、3回、4回と、期間を決めて取り扱いをしたところ、おかげさまで1,000人以上の方からお預けをいただき、また預金額も30億円を1回ごとに超えてまいりますので、結果として、寄附をするNPOの方々も増えておりまして、せんだって、ここにいらっしゃいます永沢さんにも審査員ご協力いただきましたけれども、今回は10のNPOに同時に寄附をすることができました。そういう形が、最近のコミュニティビジネスの活動の一番新しいところでございます。

もう1ページめくっていただきますと、今回お話をいただいたときに、ローンの中身の少し分析をというお話をいただきましたので、2ページ目には、雑駁ですが、私どものコミュニティローンの現況の中身を少し書かせていただきました。環境系のNPO、福祉系のNPO、教育系のNPO、3分の1ずつぐらいかなと。また私どもでは、先ほどご報告しました中小企業に対する融資と同じ目線で、同じ基準で、基本的には審査をさせていただいています。先ほどのろうきん様のほうからもお話がございましたが、立ち上げ当初のNPOの皆さんですと、事業計画の作成さえも難しいという場合もありますが、事業計画なしに資金をお使いいただくことは、かえって、中小企業の場合もそうですけれども、NPOの皆様のやりたいことが実現できない方向に行ってしまう可能性もあるので、きちっとした資金が活用できるかどうかというようなところを一緒に考えさせていただくことを実行するようにしております。

その結果、ここにもちょっと書かせていただいたんですが、先ほど申し上げた221件の実績の中で、おかげさまで、ここまでは1件もデフォルト、あるいは期日延滞等もなく、推移をしております。

その下に実例1、2、3と書きましたが、NPOの方々の多くは短期の助成金の、あるいは国から、お役所等からの補助金のつなぎ資金のご要望が非常に多いのかなと思います。

短期で返済になってしまうのですが、ご要望、結構多いところでございます。

また、2番目の事例2というのに、「ネットワーク活用型」なんて勝手に名前をつけていますけれども、中間支援組織の方々と一緒に、少しお知恵をかりながら、新しい仕組みのNPOのおやりになろうということを我々が理解をしようという融資の活動例も幾つかございます。

また、最後の事例3におきましては、私どものコミュニティローンの中には、NPO以外にも社会福祉法人さんの行いますような特別養護老人ホーム等にかかる資金等もございます。そういった場合には比較的大型の融資になりますが、この場合には補助金と私どもの融資と合わせて、大きな事業をやっていただくというようなことも、例としては数多くございます。

今後の方向ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、我々も地域で活動することが、まずは法的にも決まっているわけですし、また営業の形態、組織の形態といたしましても、私ども自身がろうきんさんと同じように協同組織の金融機関でございまして、地域の方々がよくなっていただく以外に、我々もよくなる。このエリアがだめだから違うエリアに行くとか、この支店がだめだから違うところに行くということが、できませんので、その支店、そのまちで起きていることを一つ一つ丁寧に、私どもが役立つことは何かと今後も考えていくとなれば、NPOの皆様へのご支援というか、私どもとの協同の部分はたくさん、まだまだ増えてくるのではないかなと思っております。

その一環が、恐縮ですが、もう一度、1ページへ戻っていただきますと、最近ではコミュニティオフィスの卒業のNPOの方々も相当増えてまいりましたので、そういった方々を時には一堂に集まっておきまして、年に二、三回ですが、情報交流会を開催しております。地域で活動されているNPOさん同士も、隣のNPOが何しているのか知らないという例も、意外にあるということも最近わかってきましたので、こういった機会が非常に喜ばれております。

また、年に1回か2回しかできないんですけれども、NPOの皆さんと私どもが、そもそもお取引の濃い中小企業の皆様との事業連携はできないかというようなセミナーも、最近を開催してございます。

最後には、先ほども少しご報告しましたが、私どもがこういった活動を通じて、地域でほんとうに必要なと言っただけの金融機関になるためには、私ども自身がこういった活動を通じて、もっともっと勉強していく。NPOの方々の活動を応援していく必要があ

るのではないかということで、この「e c o. 定期預金」の活動は一つの柱にしていきたいというふうに思っています。

雑駁ですが、以上でございます。

【小田切委員】 はい、高橋様、ありがとうございました。以上2つのご報告は、金融機関による地域支援の実態というテーマでのご報告をいただきました。

引き続きまして、小関先生からは欧米の事例ということで、ご報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【明治大学（小関）】 ご紹介いただきました明治大学経営学部の小関隆志と申します。本日は貴重な報告の機会をいただきましてありがとうございます。

お手元の資料2-3というので、「英米のコミュニティ開発金融政策と、日本に与える示唆」という若干長いタイトルなんですけど、こちらの資料をごらんいただければと思います。私に与えられた課題というのは、海外、特にイギリスやアメリカの場合はどうなっているのかということをお話ということと、それから、海外の事例が日本にどのような示唆を与えるのかということだと思います。

今、労金協会さんと西武信金さんから、それぞれ事例のご報告いただいたんですけども、日本の中では、NPOへの融資や助成など、非常に先進的な取り組みをされているのではないかとはいえ、拝見しております。ただ日本の場合は、特に政策的な支援というのがなくて、それぞれの民間の金融機関がそれぞれ努力されているのではないかとはいえ、それに対して海外、特に今からお話をいたしますアメリカやイギリスなどの場合というのは、政策的な支援が非常に充実しているということで、これを日本でも何らかに取り入れることができないかなというふうに考えております。

最初ですけども、1、「アメリカ・イギリスの事例」というところをごらんいただきたいと思います。タイトルにも書きましたけれども、そもそもコミュニティ開発金融という表現自体が、あまり日本語としてなじみがないので、おやっと思われた方も多いと思います。そもそもコミュニティ開発という言葉自体が、あまり日本語としてこなれていないものなので、最初にどういう意味なのかということを書いたんですけども、教科書的な定義からいいますと、「コミュニティが自らの力で直面する課題に立ち向かえるよう、コミュニティに統制力を持たせる」ということでして、言い方をかえると、力を与える。エンパワーするということになろうかと思います。

ただ、もう少し具体的に申しますと、非常に貧しい地域ですね。貧困地域、あるいはエ

スニックマイノリティと書いたんですが、黒人とか、あるいはヒスパニック系の移民とかそういう人たちで、特に貧困層が集まって住んでいる地域ですね。こういうところは長年にわたって失業率が高くて、治安も悪くて、そういうところには社会サービスもあまりないわけですね。路線バスも走っていないとか金融機関もないとか、あるいは新鮮な食料品の買えるスーパーもないとか、そういうところに人々が長く住んでいて、いつまでも貧困から脱却できない。そういうところを何とかてこ入れして、地域を再生しようというのが、コミュニティ開発という具体的なイメージです。

日本ですと、そういうことがイメージしにくいかもしれませんが、例えば山谷とか寿町とか釜ヶ崎とか、そういったいわゆるドヤ街というところをイメージしていただくと、ちょっと近いのかなという感じがいたします。

今も少しお話ししたんですが、こうした貧困地域では、金融機関もまともにないということで、大手の銀行などは、こういうところに支店を置いておくと、コストがかかるばかりで、もうからない。それで支店を撤退する。あるいは金融サービスを提供しないということで、金融の社会的排除という言い方をしておりますけれども、それだと、いつまでも貧困から脱却できないということで、あえてそういう貧困地域にお金を貸しますとか、送金、お金を送るといふこととか、あるいは金融の口座をつくるということがあります。これがコミュニティ開発金融という言葉の意味です。

日本では、ほとんどすべての人が銀行で簡単に口座をつくれるので、口座をつくることには何ら支障がないと思われるかもしれませんが、アメリカやイギリスなどに行きますと、特にアメリカの場合は、一定以上のお金を持っていない人は口座をつくれないうことがあります。口座をつくってもいいんですけれども、口座を維持するための高額の手数料を取られるということがありまして、貧困層が実質的に口座を持ってない。そうすると、アメリカの場合は小切手の社会ですから、働いて、そのお金を小切手でもらう。ところが、口座を持っていない。そうすると、まちの小切手の換金業者のところに行って、高い手数料を取られるということになるわけです。

それから、コミュニティ開発金融というのは貧しい地域で展開する。あるいは、貧困層を対象にするものですから、そのまま放っておいたら、市場では回らないわけですね。そこで、政府が何らかのてこ入れをするというのが、その政策ということです。

委員の先生方はよくご存じかと思しますので、あまり詳しい説明をいたしません、アメリカのコミュニティ開発金融政策の代表的なものとしては、1ページの真ん中にありま

すように、地域再投資法、略称でCRAというものがございます。これは銀行に対して、特に貧しい地域にお金を貸しなさい。支店を出してサービスを提供しなさい。あるいは、投資をしなさいということ義務づけたものです。もう少し厳密に言いますと、義務づけるというよりも、情報を提供しなさいというものなんですけれども、一定の基準に合格しないと、銀行に対してはペナルティがありますよというものです。

銀行はこのCRAの基準を守ろうとして非常に頑張っておりまして、ほとんどの銀行、約96%の銀行は合格以上の格付を得ているわけです。ただ、ペナルティがあるから銀行が頑張っている。96%も合格しているというだけのことではなくて、実はこの銀行を監督する政府官庁が、銀行に対して、より安全な投資の受け皿を用意するとか、さまざまな情報提供することによって、合格の割合が非常に高くなっているということがございます。

それから、1ページの下のところがございますCDFIという言葉も、数年前まではおそらく日本ではほとんど知る人がなかったというか、何だ、それはという感じだと思いますが、最近ではかなり知られるようになってまいりまして、CDFIというのはコミュニティ開発金融機関という言葉の略称でございます。

1ページの下のところ絵をかいたんですけれども、銀行や財団、政府、個人などからお金を融資、投資あるいは補助金などの形で集めまして、それをNPOや社会的企業あるいは貧困層の個人などに直接お金を貸したり、投資したりするわけです。特にNPOや社会的企業で貧困地域で活動する団体が、お金を借りて、貧しい地域で、例えばバスを運行するとか、あるいは失業者にパソコンの講習をして職業訓練をさせるとかさまざまなサービスを提供して、経済的な自立を図ろうということをやっているわけです。

このCDFIというのは、一方ではお金を出資してくれるところからお金を集めて、それをプールして、NPOや貧困層などにお金を配っている、そういう中心的な存在になるわけです。アメリカには1,200余ほどの団体があるわけなんですけれども、その中で、連邦政府が認定したものを認定CDFIというふうに呼んでおります。これが800ほどあります。それが2ページの上のところ。

このCDFIに対する政府の支援策というのはどういったものかということなんですけれども、2ページの真ん中あたりから下にありますように、まずはCDFIに対する補助金ないしは融資というものがございます。財政支援と経営支援というものがあありますが、財政支援といいますのは、CDFIがお金を貸そうというときに、その融資の原資になるお金を補助する。あるいは融資をするというものです。それに対して経営支援(TA)と

いいますのは、CDFIが運営をする際に必要なさまざまな経費を直接補助するというものです。

それから、CDFIではなくて、銀行の側に補助金を出すものとか、あるいは投資減税、NMTCと申しますが、こういうものもあります。これは投資家に対して、投資額の最大39%分を減税として戻しますというものです。貧困地域に投資するわけですから、リスクが高い。放っておくと、なかなかお金が集まらないということで、この投資減税という制度を通して、お金を集めようという経済的なインセンティブです。

ここまでは連邦政府による支援なんですけれども、そのほか、地方政府が支援をするというものもございます。ここからどういったことが言えるかといいますと、一つは、アメリカの社会的な背景からしまして、黒人などのマイノリティ層を主な対象として、彼らに金融サービスを提供しなきゃいけないんだというところから、さまざまな政策を組み立ててきたということですね。

それから、あまり詳しく言いませんでしたが、この具体的な投資先として、住宅とか保育施設とか学校とかさまざまなものがあります。それから投資減税以外にも、補助金とかさまざまな制度を組み合わせることで効果を発揮しているということです。それからCDFIは融資の原資だけではなくて、運営資金、運営費用にも補助金が提供されているということですね。

それから3ページのほうに参りまして、ちょっと駆け足で申しわけないんですが、イギリスの場合はどうなんでしょうかということです。アメリカから労働党ブレア政権が制度を輸入しまして、同じようなものをやっております。ただ、イギリスの場合はCRAのような制度がありませんので、銀行に対するムチの部分がないということなんです。それで、銀行からお金を集めるのが難しいという面がございます。そのほかCDFIに対する補助金というのもあったんですけれども、最近ではかなりお金が減っております。イギリスのCDFIは現在、岐路に立たされているというのが、残念ながら現状です。

さて、このアメリカ、イギリスの事例から日本がどういったことを参考にできるかということなんですけれども、3ページの下のところにありますように、アメリカ、イギリスの場合というのは、黒人などのマイノリティの貧困層をどうやって救済するかということが念頭にありました。日本の場合というのは、同じように人種差別に基づく金融の社会的排除というのはありませんけれども、地域経済の衰退とか、あるいはホームレスとかネットカフェ難民のような貧困問題というのが最近、注目されております。したがって、どの

ような人々を対象として制度を設計するかということが重要なと思っております。

4ページに参りまして、政策のパッケージ化というふうに書いたんですけども、コミュニティ開発金融というのは、放っておくとお金が集まってくるというものではありません。そうしますと、政策による何らかの支援というものが必要になってくるかと思えます。

労働金庫さんとか信用金庫さんの場合は、独自に取り組んでいらっしゃる先進的な例だと思うんですけども、多くの銀行は、そういったことにあまり関心を示さない。お金を出そうとしないわけですね。こういう一般の大手の銀行に対しても、何らかの働きかけができるような政策的な仕組みというのが必要ではないか。それから、減税制度だけとか、あるいは利子補給だけとか、そういったものではなくて、さまざまな政策を組み合わせる。パッケージ化するということが必要ではないか。

また、CDF Iのような資金の受け皿となるような組織も必要ではないかということで、4ページの図2にありますように、アメとムチと受け皿の3つが必要ではないかと。アメというのが補助金や減税ですね。それから、ムチというのが監視ないしペナルティの部分。そして、受け皿として、CDF Iのような専門的な機関がお金を集めて、お金を投資するというものが必要ではないかと。

そして、日本の場合なんですけれども、では、こうした制度をつくれれば、自動的にお金が集まって、多くのNPOにお金が配分されるのかということ、必ずしもそうではないだろうということが、4ページのところに書いたものなんですけれども、有望な投資先のNPOとか社会的企業というものが幅広く存在していないと、お金を集めても、それが生きないわけですね。

そこで、お金の投資先というのは果たしてあるのか。例えば介護保険事業とか障害者の自立支援とか、あるいは政府の委託事業とかそういったところにお金が回りますので、融資先としてはあり得るんですけども、それ以外にどういったものがあるんだろうかと。おそらく政策的にいろいろな工夫をすることによって、持続可能な事業のモデルというものができ上がって、そこにお金を投融資できるのではないかというふうに思っております。

それから5ページに参りまして、ちょっと駆け足で恐縮ですが、CDF Iに当たる組織、金融仲介の組織に対する育成・支援というものも重要になってくるであろう。先ほど労金協会の鹿島様からも、NPOバンクの名前がありましたけれども、この仲介に当たる組織というのは、なかなかお金が集まらないわけですね。その運用費用というのが捻出が難しい。特に、アメリカもそうなんですけれども、日本でも非常に金利が低いので、金

利収入だけで運営していくというのは非常に難しい。また、投資先に対する経営面での支援、指導にもお金がかかります。

そこで、こうしたNPOバンクなどの金融仲介組織に対する補助制度とか、あるいは法人人格の付与とか、法制度上のさまざまな支援というものが求められるのではないかというふうに考えております。

すみません、駆け足になって恐縮ですが、以上です。ありがとうございました。

【小田切委員】 はい。先生、どうもありがとうございました。以上、3人の方からお話を聞くことができました。かなり立体的な姿が出てきたのではないかというふうに思います。

それでは意見交換に移りたいと思います。オブザーバーの伊藤様からも適宜ご発言をいただきながら、さまざまな議論を進めていきたいというふうに思います。委員の皆様方からご質問、ご意見等、お願いいたします。

はい、奥野先生。

【奥野委員長】 どうもありがとうございました。大変関心持って聞かせていただきました。

私のほうから鹿島さんにちょっと教えていただければと思うんですけども、融資、それからいろいろな支援、両面で大変多面的にやっていらっしゃるなということをお聞きしたんですが、一つNPO法人について、コミュニティビジネス、ビジネス的なものについてはこれ、NPOがやっているソーシャルビジネスですよ。やっぱりビジネスでないと、なかなか対象にならないというふうに思うんですが、今わかる範囲で結構なんですけれども、対象になるようなNPO法人がやっているソーシャルビジネスとなると、かなり地域的に偏在するのではないかと。大都市に偏在してくるのではないかとというふうに思うんですね。一方で、支援がいろいろございまして、そういったものについてはかなり全国的にも出てき得るのかなというふうな印象を持っているんですが、そういう様子がわかりましたら、お教えいただけますでしょうか。

【全国労働金庫協会（鹿島）】 協会から見ておりまして、まずはNPO活動そのものに地域的な偏在があるのかなと思います。その結果として、私どものNPO事業サポートローンの件数や実績にも差異が出ることになるのかと思います。大都市圏は盛んですが、地方へ行くと、ニーズがそもそもないというようなことがあるように思います。

支援策については、濃淡こそありますけれども、どこの金庫も、すべての地域で、しっ

かりとできていると思っています。

【奥野委員長】 今に関係して、さっきのNPO法人に対してコミュニティビジネスに融資なさるとわかったんですが、もう一つ、間接構成員というのがありまして、その中身がちょっと私、まだよくわからなかったんですが、ここで、例えば地域のNPOではないけれども、コミュニティビジネス的なことをやってらっしゃることはたくさんあると思うんですけれども、任意団体みたいなのですね。そういうところを通じて、個人を通じて、そういう事業に融資をなさっている、そういうふうなことがあるかどうか、その辺をお教えいただけますでしょうか。

【全国労働金庫協会（鹿島）】 間接構成員というのは、もうごくごく一般の市民、生活者の皆さんです。

【奥野委員長】 そうですか。

【全国労働金庫協会（鹿島）】 たまたまその方の属性が生協の組合員さんであったり、労働組合の組合員さんであったりというようなことでありまして、通常、間接構成員さんにご融資するものというのは生活資金です。住宅ローンはじめ、車の購入ローン、教育ローンなどもろもろございます。

労働金庫は、業法で、事業資金が出せないものですから、個人の方であっても事業となると、それがコミュニティビジネスということであっても、そのようなご融資は難しい。その方がNPO法人を立ち上げて、そのNPOへ融資するのであれば可能となります。本来であれば、その立ち上げもお手伝いしたいのですが、なかなか我々にもノウハウがない。事業資金融資に不慣れなものですから二、三年活動を積んだNPOの運転資金、設備資金、つなぎ融資までの対応は現在できているというところでは。

【奥野委員長】 そうですか。

【全国労働金庫協会（鹿島）】 はい。

【小田切委員】 それでは、ほかにいかがでしょうか。時間的なイメージは14時40分ぐらいまでを予定したいと思います。したがって、早目にご発言、ご質問していただくとありがたいと思いますが。

林委員、お願いいたします。

【林委員】 ろうきんのNPOサポートローンにかかわる話です。例えば空き家をうまく活用して何かのビジネスをやろう考えるような場合に、空き家を借り上げる資金、特に最初にまとまったお金が必要になる場合等は、事業資金は対象にならないように思うので

すが、融資はできないのですか。

【全国労働金庫協会（鹿島）】 営利企業の事業資金はできませんけれども、今おっしゃられたような事例でいえば、その主体がNPO法人格を持っていらっしゃれば、十分対応ができます。

【林委員】 そうですか。関連して、もう一つ、ろうきんさんの融資の場合に、地域のいろいろな資金ニーズをろうきんさんへつなぐNPOとかその他の組織があるのとないのとは、大きな違いがあると思うのですね。今おっしゃった中に、大都市とか都市部はニーズが見えてくるけれども、農村地域その他、地方ではなかなかニーズが見えないとおっしゃった。我々、地方をずっと回っていると、ニーズはあるけれども、そのニーズを上手に表現できない。一つは、地域の需要をどう顕在化するかというところが課題になっている。小関先生のおっしゃったアメリカのケースは、地域に入ってやっているCDC（まちづくり事業体）、その他の組織が、地域ニーズを顕在化し、金融仲介能力のある中間組織へつないで融資をする。お金をつないで流すことが可能になっていると思うんですね。

そういう意味では、日本ではその部分が欠落しているのです。実際にろうきんでやっておられて、そこらあたりの必要性があると感じておられるのか。それとも、需要がないと見ておられるのか。

【全国労働金庫協会（鹿島）】 おっしゃるとおりで、私どもも労働金庫は、金融業態としては小さな業態ですし、余り知名度も高くないというようなこともあります。我々がこういう取り組みをしておりますも、ローンの制度があつたり、助成金の制度があつたりということは知られておりません。その辺は各県にございます中間組織さんとは綿密な連携関係をとるような方策をとっておりますし、労働組合や労福協とも連携しています。そういったところを介して、情報を発信したり、関係づくりに努力したりしているところです。その一つの例が、先ほどの京都の市民活動応援提携融資制度です。

【林委員】 ありがとうございます。

【小田切委員】 望月委員、お願いいたします。

【望月委員】 今に関連して、ろうきんさんと西武信金さんのお二方にちょっとお伺いしたいんですけれども、いわゆる融資を受けたいとか何か支援をしてほしいというニーズと、事業者側からの供給の関係はどうなっていますか。現場としては結構たくさん手を挙げてくる。何とかしてください、貸してくださいとかという状況なんだけれども、なかなかいろいろな枠とか制約があつて、融資できないという状況なのか。こちらからいろい

る「とんとん（個別訪問）」営業していかないと、なかなかニーズが起こってこないのか。先ほどろうきんさんのほうのお話もありましたけど。その辺の需給はどんなふうに感じてらっしゃるのでしょうか。

【小田切委員】 はい、お願いいたします。

【全国労働金庫協会（鹿島）】 一概に言えませんが両方あるのではないのかなというふうに思います。都市部ではニーズはあっても、私どもの商品性の問題もありますし、我々の業法の問題もありますので、なかなか期待にこたえられないものもある。一方、先ほどの林委員のご質問の中にもありましたけれども、地方へ行くと、今度はそもそも我々に対するアプローチがないというようなことがある。そんな両方のことがあるのではないかなと思います。

【小田切委員】 はい、高橋さん、お願いします。

【西武信用金庫（高橋）】 融資ということに限ってでございますね。

【望月委員】 そうですね。主な業務というのはそれになりますか。

【西武信用金庫（高橋）】 そうですね。何と比較するかによるかもしれません。例えば私どもで申し上げますと、我々が1年間、普通の活動すると、地域の新規の創業融資という、初めてご商売をされる方の融資というのは大体、おおむね200件ぐらい、年間200社ぐらいの立ち上げにお手伝いするんですね。そういう意味からすると、NPOの資金がすべて立ち上げばかりではないですけれども、まだまだ我々の掘り起こしが足りないかなという感じはします。もっと、きっと要望はあるのではないかなと思います。ただ、我々もあんまりコマーシャルが上手ではないので、もう少しお知らせする必要があるかなと思うのと、ただ、さっき申し上げたとおり、融資以外の、例えば寄附をしてくださいというような要望とか、セミナーというか、どこか新しく取引先を紹介してくださいというような要望というのも含めれば、それは相当数、このごろは受けているような気がしますけれども。

【小田切委員】 鹿島さん、お願いいたします。

【全国労働金庫協会（鹿島）】 私どももそういう点はありまして、助成等の募集に関しては、NPOのネットワーク中でも情報が伝達されますので、金庫が募集を始めますと、それなりに応募はあります。

【小田切委員】 今の望月委員のご質問は、需要と供給のミスマッチといたしまししょうか、あるいはその地域的分布の状況は全体としてどうなのかということで、ここは伊藤さん、

いかがでしょうか。全体的な状況とか、あるいは事例なども踏まえて、ここでご発言いただくと、ちょうどよろしいかと思いますが。

【日本政策投資銀行（伊藤）】 そうですね。コミュニティ金融ということで、各地域のNPO法人さんなり、そういった社会的な貢献をされる事業にお金が必要だというニーズは、潜在的には相当あるのではないかというふうに私は想像はしておるんですが、それに対する地域の金融機関、地銀さん、信金さん、ろうきんさんなり、どう対応していくかという問題だと思うんですね。

その中で、おのこの地域の金融機関のほうで、これは預金等を預かって、これを運用しているわけですから、当然それを償還する責任はある。という中で、信用力で、返ってこないかもしれないお金を貸すということは、これはなかなか難しいところがあると。そういった、先ほどミスマッチというご指摘ありましたけれども、まさにその部分かなというふうに思っております。

例えばNPO法人さんを金融的に支援していこうとするときに、NPOの活動資金の一部を政府のほうで補助金で手当てしてやることによって、事業が安定的に進むような下支えをしてあげるとか、あるいは、例えばNPOさんの団体で幾つか協働して、相互に信用補完、保証するような形を工夫してみるとか、そういった各NPO等の活動体のほうの工夫によって、金融機関の資金供与におけるリスク分散というか、信用リスクを埋め合わせてあげるような、そういう工夫をしてみたりすることによって、相当程度ミスマッチというのは改善できる余地というのは、今お話を聞いていて、あるのかなということを考えました。

【小田切委員】 はい、どうもありがとうございました。

それではまず柴田委員、その後に清原委員と。柴田委員からお願いいたします。

【柴田委員】 いろいろお話をお聞きしまして、実は金融の専門家ではないので、ちょっとピント外れな質問になるかもしれませんが、小関先生、お願いいたします。

アメリカの制度で、目からうろこがとれたという感じのお話を聞きました。その中で、投資額の39%相当分をマイノリティの人たちに融資すると、39%分を減税されるという話があり、またさらに融資原資だけでなく、運営費用にもという。これは日本の大体の金融では絶対あり得ないだろうと思うんですね。

その後にむちという、要するに義務ですね。むちという表現なさいました義務的なところですね。それもかなり効果があるというお話を聞きました。でも、金融の方もつぶれて

はいけないわけですから、現実的には低リターンをどこで、ある意味でセーフティネットを張ってあげられるのかなということと、むち的なことを日本で取り入れるということが、もし可能であればどういうもので、今はまさにその時期なのかどうかということをお教えいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【小田切委員】 はい。先生、お願いたします。

【明治大学（小関）】 どうもありがとうございます。今の柴田委員のご質問なんですけれども、どのようにリスクを避けるかということなんです。その一つがC D F Iという仲介機関を活用することでして、このC R Aというムチが、銀行に対して直接、貧困層に貸しなさいということ強制しているわけではなくて、もちろん直接貸してもよろしいんですけれども、この仲介機関にお金を貸せば、貧困層に貸したと同じようにカウントしてあげましょうということになっているわけです。そこで、C D F Iにまとめてお金をどーんと預けて、あとはよろしくねという感じなんです。

で、C D F Iのほうには、地域の実情もよくわかっていて、ちゃんと経営面での支援、指導もしてということなので、かなりデフォルトは低いんです。例えば1%とか2%しか貸し倒れが起こらないわけです。もちろん、C D F Iもたくさんありますので、実績のいいところと悪いところというのは若干、差があるんですけれども、全米平均でも1%前後ぐらいなので、その点では銀行、安心してお金を出せるということがあります。

ただ、それでも銀行からすると、あまりそういうところには、お金を出したくて出しているわけではないということもございます。

もう一つ、日本で取り入れられるのかどうかということなんですけれども、おそらく、これからますます都市銀行がグローバル化によって、海外に資金を出していく時代になるかと思えます。金融に対する規制緩和も、これからもっと進むかと思うんですけれども、その規制緩和とセットという感じで、グローバル化によって事業展開をしてもいいけれども、その地域にも、ちゃんとある程度のお金を回しなさいということをししないと、日本の中でお金がなくなってしまうよという、そういうふうなことを考える必要があるのかなということを感じております。

【柴田委員】 ありがとうございます。時期的にはちょっと先を、今、たちまちというのではなくて、グローバル化を考えた少し先という感じで、徐々にという。

【明治大学（小関）】 そうですね。今すぐできるかどうかは、ちょっとわからないですけども。

【柴田委員】 高橋さんにちょっとすみません、続けてお聞きしたいのですが、定期預金の利息の20%の同額分をとっているこの環境支援ですけれども、まず一つは、それ自体が、例えば預金者にとっての減税的な意味合いがリンクされている話なのかどうかというのと、それからもう一つ、私は建築家なので、環境・建築憲章の第1は、建物の長寿命なんですね。そうすると、環境という意味合いがすごく、そちらの多分イメージしていらっしゃるのと違って、広がっていくと思うんですけれども、さっき林委員がおっしゃったような古民家とか古い町家の再生とか古い家を使い続けましょうという、そういうところにも融資をしてくださるのかしらという、その辺をお聞きしたいと思います。実は小関先生のまとめてくださった農山村の高齢化とか商店街の衰退とか中山間地域の限界集落の問題とか、この辺が全部それにぶつかってきってしまう事ですね。

西武さん、高橋さんの分野ですと、都会だけなのかもしれないのかもしれませんが、少しその用途についてもお聞きしたいと思いました。お願いいたします。

【西武信用金庫（高橋）】 はい、ありがとうございます。1点目の20%の利息の天引きの部分なんですけど、検討したんですけれども、手続きが相当複雑なのと、行き先がすべて認定NPOにも限らないんで、今回のところはそれはしておりません。寄附減税は申請はしていません。

それから、2つ目のご融資についての問題です。今、柴田委員がおっしゃった部分でしたら、私どもでは全く問題なくできると思います。やっている例もありますし、まさにNPOの方々と協同して、漫画家の方々を住まわすとか、今そういうお手伝いをさせていただいたりしています。

一つだけいいですか。ご質問の趣旨とちょっとずれてしまうかもしれないですけども、今のお話の中で、このコミュニティ分野の融資のリスクというお話がずっとあるやに思うんですが、私は中小企業の融資を、僕は今、信用金庫に入って30年弱たつんですけれども、かなりずっと、今でも現場で見えてきていて、そのリスクは必ずあるんですね。中小企業ですと、どの金融機関もディスクロージャーをしていますので、簡単に延滞というのはわかると思います。少ないところで2%、多いと10%ぐらいになっているかなど。10%ぐらいになると、金融機関自体がデフォルトしてしまうと思いますけれども。

NPOは、先ほど申し上げたように、我々、7年間やってきまして、1件もデフォルトはないんですね。NPOの融資にコミュニティビジネスのローンにリスクがあるという前提が、何かあちこちであるような気がするんですけれども、日本ではまだ実際にやられてい

ないので、その検証はまだこれからなのではないかなと。僕の実感では、リスクはないとは言いきれませんが、ここまではなかったなと。

なぜかという、中小企業の皆さんは、例えば我々が1,000万円融資すると、その1,000万円を、商売ですから、もうけをとるためにリスクをとります、商売の方々は。そこにリスクが発生するんだと思うんですね。NPOの皆さんは、先ほどからお話が出ているように、地域の公共の一部を担っているわけですから、そういうもうけをとりに行くのではなくて、もっと地域の方々の合意とか同意の得られるものを作ってらっしゃるので、僕はそこにはあんまりリスクはないのではないかなと。ただ、お金が入ってくることの定期的なずれとか、そういうものをつなぐということが一番何か求められているところで、僕はあんまり、リスクがある前提というのは何かちょっと、もう少し検討する余地があるのではないかなと思います。

それが何で地方にないのかということも、何となくですけども、地方にはそういうコミュニティがまだ残っているのではないかなと。東京は人がいっぱいいる。都会は人がいっぱいいるんだけど、環境のことをやらないと、環境はもたなくなってきたとか、福祉のことをお互いに助け合える環境が少しずつ減ってきたんで、そういうものを立ち上げていく余地とかすき間が都会にはあって、地方というか、コミュニティが残っているところには、そういうことをわざわざ立ち上げなくても、まだ地域が地域で支え合っているようなところが残っているのが、東京と地方との違いなのかなと、ちょっと思ったりしました。すみません。

【柴田委員】 ごめんなさい、一言だけ。地方も大変です。高齢化社会の中で高齢者さえいなくなっていくという問題で、限界集落はかなりいろいろなところで出てきて、限界商店街もたくさんありますので、ぜひよろしく願いいたします。

【西武信用金庫（高橋）】 同じ問題、信用金庫もさっき申し上げた都心型、都会型の信用金庫ですと、70%ぐらいまで、何とか預貸率がいくんですけれども、地方に行くと、ほんとに30%ぐらいまで落ちる例が出てきているというのを聞きますので、課題だとは思いますが。

【小田切委員】 はい、ありがとうございます。最後に言っていただきました新たな公共促進融資のリスクの問題については、後で永沢委員から少しコメントをいただきたいと思っています。

それでは、順番で清原委員、お願いいたします。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。今日は3人の方、ほんとにわかりやすいご報告ありがとうございました。

小関先生の報告から触発されたことを受けて、私からはろうきんさんと西武信用金庫さんに質問させていただければと思います。

触発を受けたことと申しますのは、「エンパワーメント」という概念です。小関先生のお話を伺っておりまして、公益的なNPOあるいはコミュニティビジネスを進めていく、そういう団体に対して、地域の金融機関が融資をする、助成をする、あるいは何らかの支援をするということは、相互にとって「エンパワーメント」ではないかなということを感じました。つまり、金融機関が融資する団体にエンパワーメント、つまり力を向けるという方向があるだけではなくて、実は金融機関の皆様との取り組みそのものが、そういう皆様との相互関係の中で強められているのではないかなと、ろうきんさんと西武信用金庫さんの事例から、私は受けとめました。

そこで、それぞれにご質問ですが、幸いなことには三鷹市にはろうきんさんも西武信用金庫さんも支店があります。これは、地域としてほんとに幸いなことなんです。しかも私は、まことに少額ながら、両方に口座を持っており、このような取り組みをさせていただけることはほんとにありがたいなと思っている立場から、改めて両者が元気を持っていただくためにちょっと深めたい質問をさせていただきます。

まず、ろうきんさんになんですが、16ページのところの最後に、いろいろな取り組みを踏まえて4番目として、「ろうきんの機能を向上させ、こうした取り組みを強化していくため、制度的な手当てに向けて関係各位のご協力をよろしくお願い申し上げます」とありますが、この「制度的な手当て」なんですね。つまり、労金法という法律に規定されているからこそ、その中で一生懸命、できる限りのことを合法的にやってこられたわけですが、もう一步、「新しい公共」というところに、ろうきんさんが参画の形を持つ際には、具体的に何が必要かなということ、こういう場ですから、率直に言っていただければなと思うご質問が一つです。

西武信用金庫さんには、先ほどほんとに力強いことを言っていただきまして、NPO関係者としてはほんとうに、いわゆる予見に満ちたことではなくて、まずこれから実績を詰めていく上で、単純に、リスクがあるというふうなラベリングはしないほうがいいという立場に立たれるのは、非常に重要なことで、その中でお聞きしたいんですが、今回、コミュニティビジネスに関する「西武コミュニティローン」という仕組みの中では、審査基準

につきましては中小企業と同じであるというふうにご紹介いただきました。

コミュニティビジネスであれ、あるいはNPOであれ、融資を受けるためには審査が必要なわけです。そのときに、これまで長年培われた中小企業を対象にした審査基準の蓄積が有効であったからこそ、デフォルトがなかったのではないかと思うんですね。その有効性と、しかしながら、その上で配慮したことがもしおありならば、つけ加えてご説明をいただければなというふうに思いました。

そして、有効なのは、つなぎ融資的、つまりNPO等が補助金を受けたりしたときに、それが入るまでの間のつなぎというのはほんとうに有効なので、これをろうきんさんができなくて、ちょっと嘆いてらしたところではありますが、そういうことも含めて、審査基準が有効に働くということが大事ですので、その辺のご所見を伺えればと思います。

そして最後に、西武信用金庫さんにもう1点だけご質問させていただきます。私はこういう金融機関の、NPOや「新しい公共」への支援の中で、そうか、こういうオフィスとか居場所、拠点を、期限つきであれ、提供するということは、やはり有効なことではないかと思います。三鷹市も実は20世紀のころから、私が市民だったときに提案をして、SOHO支援のための拠点をづくり、そして成功例を出してきたわけなんです。今回の平成17年からの事例の中で、コミュニティオフィスを提供された中に、いわゆる「新しい公共」と類型化されるような取り組み事例とか、ビジネスモデルとか、そういうのは具体的にはどんなものがおありになったのでしょうか。ローンの場合は、何となくあったように伺えたんですが、オフィスの場合はなかなかこれ、わかりにくかったものですから、もし何か「新しい公共」的なところに支援して、拠点があるがゆえにプラスになったというものがあれば、教えていただければなと思いました。

以上、ろうきんさんと西武信用金庫さん、よろしく願いいたします。

【小田切委員】 はい、お願いいたします。ただ、大変恐縮でございますが、時間がいよいよなくなってきましたので、手短にお答えいただければと思います。申しわけございません。

【全国労働金庫協会（鹿島）】 今、ご指摘をいただきましたとおり、相互にとってエンパワーメントの効果が確かにあります。我々もNPOさんからいろいろなノウハウをいただき、そして社会に対する、地域に対する活動というものの重要さということの理解を一層深めているところであります。

ご質問につきましては、資料の16ページに書いてありますとおり、協同労働の協同組

合法というのが検討され始めているということをお聞きしております。こうした新しい分野についても、我々がかかわりを持っていきたいというのが一つあります。

それともう一つが、私どもは、営利を目的としない法人に対する融資というのができることになっております。これは労金法の中に定めございます。しかしながら、その具体的なところは、金融庁長官と厚生労働大臣の告示によることとなっており、例えばNPOは対象となっております。一方、NPOあるいはNPOとほぼ同様に社会的な企業として地域でコミュニティビジネスを行っていながら、企業形態が営利企業であるがゆえに、ご融資ができないという課題があります。営利企業であってもコミュニティビジネスに取り組んでいる先が仕分けできれば、告示の中で明記ができればいいなと思います。なかなか難しい面があることは承知しています。

それともう一つは、NPOをぜひとも我々は労働金庫の会員としてお迎えをしたいという思いもあります。NPOの事業だけではなくて、NPOに組織されているといいますか、NPOに携わっている方々との関係も深めていきたいというふうなこともあります。

先ほど西武信金さんの高橋さんのほうからもありました。我々もNPO向けの融資については、非常に延滞といったものが少なく、リスク面からの心配は大きくありません。NPOにとっては融資を受けること自体が冒険のような面がありますので、無理をしない。身の丈に合った範囲で地域貢献をしていく、活動をしていくというようなところもあるのではないかなと思います。

【小田切委員】 はい、高橋部長さん、2点、手短にお願いいたします。

【西武信用金庫（高橋）】 融資をしているときに、どう気をつけているかということだと思えますけれども、いずれにしても、ご融資をするときには、リスクはゼロにはできないと思うので、リスクをとらなければ、融資も伸ばしていけないと思っているので、我々は積極的にリスクをとっていこうというスタンスでは常にやっています。

その中で、どうリスクをとって極小化していくかということになると、我々自身がよくお客様のやろうとしていることを理解して、特にコミュニティビジネスの方々ですと、すき間的な、今まで思いもつかなかったようなことをビジネスにしていこうという方もいらっしゃるので、そのことを我々がよく理解しなきゃいけないと。そのときに中間支援組織の方々とか、連携している大学の先生方にお伺いすることは結構多いです。

それともう一つ、中小企業の融資と共通しているところで申し上げれば、一番大事なのは、ご返済いただく財源がどこから出てくるのかというのを一緒につくり上げていくこと

が、事業計画みたいに、大事なんだろうと思います。

そのときに、誤解をおそれずに言えば、今までの中小企業融資も、ややそういうところが甘かったなというのは思うところです。そのために、我々はお客様の本業をよく理解して、中小企業の融資を伸ばすためにも、中小企業の方々のご商売を理解しなければできないというところでやっています。

例えば、お客様からよく、あつてはいけないんだと思うんですけども、金融機関用の決算書なるものがもしあるとすれば、そういうものを金融機関に提出をいただいて、我々がそれがもし読みこなせなければ、それに基づいて、よく中小企業金融って、町医者にとえられることがありますけれども、人間ドックに行つて、先生に「いい数字にしてください。安心したいから」とその数字をお医者さんに出して、間違えた手術をしたり、間違えた薬をもらえば、それは死に至る可能性もあるのではないかと。同じようなことで、どういふことがお客さんにとって——金融というのはある意味、人間でいえば手術だったり投薬だったりするんだと思うので、正しいことをするためには、正しいものを双方が理解するというのが大事なのではないかなと。どうもそういうところが、金融機関の側にも少し反省すべきところがあつて、足らないまま来ていたのではないかと。同じような目線でNPOの方々ともお話をするようにしています。

もう一つ、「新しい公共」という話がありましたけれども、私の理解が足りないかもしれませんが、社会的企業をおつくりになつて、今までそういう意味では、なかった雇用を生み出したような方々が入つていらっしゃる例は結構あります。

【清原委員】 ありがとうございます。

【小田切委員】 ありがとうございます。それでは、まだご発言されていない永沢委員、木下委員、卯月委員から、ご質問でお答えをいただく時間がなかなかないものですから、それぞれの意見なり感想なりを言つていただきまして、最後に伊藤さんのほうから、今日、事例も持ってきていただいておりますので、その辺の話を最後にさせていただくと、そんな手順でお願いいたします。

【永沢委員】 では、ご意見ということで、すみません、失礼いたします。

僕は逆に現場を知り過ぎているので、質問をどうしようかなと迷っていたところではあるんですが、最近、金融機関さんと、こういった「新しい公共」の担い手の関連性をちょっと分けていくと、一つがつなぎ融資の部分は、僕は大分いろいろな金融機関さんも試行錯誤しながら、政策金融公庫さんも含めて、NPOであろうが何だろうが貸せるような状

況になってきたので、つなぎ融資に関しては僕は充分、事業者側のほうが選択を間違えなければ多分、しっかりつなぎ融資は借りられる状況になってきたかなと思っています。

一方では、例えば先ほどのコミュニティオフィスとか、あとは「e c o. 定期預金」、また、ろうきんさんもやってらっしゃるNPO向けの助成金などは、あれは融資外の活動として金融機関が「新しい公共」と絡む点に関しては、しっかりとした中間支援機関と連携するというのが、すごく重要なかなと思っていまして、なぜかという、金融機関が直接、現場とつながるより、やっぱりハブ役がしっかりしているかどうかで、かなり費用対効果が変わってくるのかなというのが、非常に大きな効果として見えてきたところかなと思っています。

一番、僕が重要なかなと思っていまして、リスクを伴う事業資金をどうこういう世界に融資していくのかなという部分に関してなんですけれども、あくまでこれは一意見なんです、事業者側の信用保証力、特にパブリック性の強い部分で、どう信用保証力を上げていくかの一つの方法としては、地域コミュニティに根差している事業者が多いので、自己資金がなかったとしても、どれだけ自己資金率を上げるような資金調達を自主的にするかということ優先でやらせるかどうか重要かなと思っています。例えば会費であっても出資であっても何であってもいいんですが、これが地域に必要な活動だから、たとえ1万円、5万円でも、地域からどう資金捻出をして、その信用保証力を高めて、その上でお金を借りるにこういう環境を事業者側がつくるかということが1点。

2点目なんですけれども、これは政投銀さんやられているコミュニティクレジットのような例えばグループ融資的な、要するに個々では非常に資金力や信用保証力、低いんですけども、それがあつて、コミュニティが形成されて、一つの組織というか、連合体として信用保証力を高めて、焦げつきをなくしていくような一つのグループ融資的なコミュニティ形成の中で、金融ということをどう組み合わせるか、一手間かけた上での仕組み形成というものがあるのかなということ。

最後は、これ、小関先生のほうの資料の4ページ目にも出てきたところではあるんですけども、いろいろなビジネスモデルというものを逆に金融機関側のほうや金融機関と連携した中間支援機関側のほうが提案をして、その仕組みに基づいて連携体を地域で形成した中で、お金を貸し付けるという方法。例えばここにあるような菜の花プロジェクトというビジネスモデルをやりませんか、ないしはやっている方に貸し付ける上では、自治体や中間支援や金融機関や、場合によっては大学、商工会議所等々を連携させながら、一つ

のビジネスモデルをちゃんと自立形成させるために金融機関が絡んで融資をしていくような、逆に事業者側に提案をした一つの融資制度の仕組みをつくってあげれば、僕は充分、融資の仕組みとしては、今よりも健全な形で、点で貸すよりも、もうちょっと有益な融資制度ができるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

【小田切委員】 はい、ありがとうございました。それでは木下委員、お願いいたします。

【木下委員】 はい。大分、皆さんにもご意見はいろいろ言っていたので、ほぼ新しい意見ではあんまりないんですけども、一つ、小関先生のドキュメントを読ませていただいている中で、先ほど望月委員からのお話で、需要が先なのか、それとも供給をしていくほうが先なのかという点が、大変私も興味深く思っております、ある意味、CRAというのは、おそらく金融機関にすると、あまり都合のいいような制度ではないもので、私もちょっと聞きかじったところでは、初期にはかなり反発がある中にスタートをされて、20数年、政府の交代もありながら、非常に力を入れた時期もあれば、手を弱めていた時期もあるというふうに聞いてはいるんですけども、長い期間を経て、先ほど永沢委員がおっしゃっていたように、CDFIみたいな、ある程度リスクヘッジをしてもらえるような機関ができて、大量の資金を供給してもやりこなせるようになってきているというところがあるのかなということで、需要があるから制度をつくるというほうがいいのか。それとも、こういう分野を意図的に市場化していくということで、供給をまず先につくっていくということで制度化するほうがいいのかという点が少し、今日はお話を伺っていて頭をよぎったところでございます。

あとは、最後に永沢委員おっしゃっていた仕組みをつくってやっていくモデルというのは、私も大賛成でございまして、みんながゼロイチの新しいビジネスを全部、コミュニティビジネスをつくっていくというよりは、一定の成果を上げたものをモデルとして複数地区に展開をしていく際にというので、おそらく信用金庫さんとかでも、一定のフランチャイズチェーンのモデルであれば、くっついて融資を自動的につけるとか、そういうことを地銀さんとかもやられているモデルは幾つかあると思うんですけども、それに近いような展開というものも、かなり有効なのではないかなというふうに思っております、ほんとに業界を先駆的に走るような企業家が全国でいきなり出てくるということは、なかなか難しいという点では、そういうものを横に展開していくというものと附帯した融資制度と

いうものも十分、効果的なのではないかなということ、今日お話を伺っていて感じたところでございます。

以上でございます。

【小田切委員】 はい、ありがとうございます。1点目の点については、本来なら小関先生からお答えをいただきたいところですが、これは事務局から直接聞き取っていただいて、英米における制度の変遷といたしまししょうか、そのあたりをもう一度、ご確認いただきたいと思います。

それでは、卯月先生、お願いいたします。

【卯月委員】 はい。今までの意見、議論を聞いていて、ちょっと疑問というか、あるいは、これからの「新しい公共」の進め方に影響する意見をちょっと申し上げたいと思います。

結局、この「新しい公共」の委員会は、国交省の成長戦略という枠組みの中で、ずっと来ています。その成長戦略ということの考え方なんですけれども、今日、特に私が感じましたのは、ろうきんも西武信金も、基本的には融資の対象となっているのはNPO法人で、かつ数年の実績があると。中小企業に近い存在のところ、今後の成長ということだと思います。

ただ、むしろ先ほど小関先生が言われた「有望な投資先が日本に今あるのか」というような問題で考えると、それは見解の違いがあるかもしれないけれども、まだ少ないというのが僕の認識であります。

つまり有望な投資先、NPO法人になって数年の実績があって、それなりにビジネスモデルになるかもしれないという。すごく融資のリスクは低いんだというような、それも正しいと思うんですが、そういう段階に至るまでの、今は任意団体だったり市民団体だったり、ひょっとしたら、ある種の、ちょっと言葉は悪いけれども、開発に対する反対運動だったりというような団体が、地域にもあるし、大都市の中にもくすぶっているわけですよね。

そういうことも成長戦略としたときに、長い目で見れば課題解決型なんだから、小関先生の話も含めれば、アメリカもイギリスも。それを長い目で見れば、そのニーズ、シーズをより顕在化して成長戦略というふうにいうけれども、短期で考えると、そんなものは成長戦略ではないわけです。もうちょっと目の前にある、今後伸びそうなところだけに対する融資を支援するのは、片手落ちであって、よりもっと深いところにある市民のニーズ、

ある企業さんが多いということで、そうした企業のほうで新製品の開発をしたいというふうな希望があったんですが、なかなか開発資金ということで資金が調達できないような状況がありました。そのソリューションとして、DBJのほうで信金中金さん等と協働しながらつくり上げた資金調達のスキームでございます。

左下の図なんですけれども、一言でいうと、長野県さんの資金であったり、地元の八十二銀行さん、あるいは諏訪信金さん、DBJの資金からファンドを組成しておりまして、そのファンドを経由して、製品の開発を行う、一番上に書いてある株式会社S・I・Vというふうにあるんですけれども、これは研究開発のための特別につくられた会社でございます。これに向けて資金を出資なりで出していくというスキームでございます。

特徴的なのは、信用創造、リスクの相互補完という意味では、これは幾つか中村製作所さん以下、企業名が書いてありますが、これらを経由して技術開発会社S・I・Vさんに資金を出しますので、貸し倒れのリスクを極限まで小さくするために、これら5社の企業が相互に借入金の一部について保証するような、そういうスキームを工夫したというものでございます。

これは先ほどご紹介ありましたコミュニティクレジットという手法を、これをさかのぼること四、五年前に、神戸のほうでDBJがやったというトラックレコードがありまして、それをさらに開発して発展させたようなスキームでございます。詳しい説明は省略させていただきますが、この文章のほうをお読みいただければと思います。

以上でございます。

【小田切委員】 はい、どうもありがとうございました。

それでは、伊藤さんも含めた4人の皆様方から、大変興味深い事例あるいはご意見を聞き取ることができました。ひとつは、新たな公共を促進する金融には何が欠けているのか、かなり明らかになったのではないかと思います。最後のほうに出てきましたいわば育てる金融の視点とか創業資金、あるいはリスクがある事業資金の話、こういう分野で課題があるように感じました。2番目には何を補強すべきか。地域が行うべきこと。国が行うべきこと。これ、それぞれかなり明らかになったと思いますので、ぜひここでの議論を整理していただいて、次回に事務方よりご提供いただければありがたいというふうに思います。

それでは、4名の皆様方、どうもありがとうございました。

15分遅れでございますが、2番目の議題に入りたいと思います。2番目の議題は、お手元の資料3にあります「新しい公共」における課題の整理であります。

中井川課長からご説明いただきたいんですが、もうこのような時間になっておりますので、ストラクチャーだけご説明ということで、お願いいたします。

【中井川広域地方整備政策課長】 委員の皆様方、それからゲストスピーカーの皆様方、本日はどうもありがとうございました。

お手元の資料3をごらんいただきたいと存じますが、これまで今日を含めて3回、ご議論をいただいたわけですが、そろそろこのワーキンググループとして議論を整理していくというようなことが必要になってくるわけですが、お手元にお示しましたのは、事務局としての問題意識、それから今まで皆様方が第1回、第2回——今日のやつは反映されておられません——における皆様方のご意見をごく簡単にかいつまんで整理した紙でございます。

まず最初に、「新しい公共」の活動に際しての地域の課題ということで、ここはもう事務局のオリジナルの整理でございますけれども、「ヒト」「モノ」「カネ」「チエ」、それぞれに関する課題にこういうことがあるのではないかとということで整理したものでございます。これが地域の課題を地域で解決するための必要なツールが有効に活用される環境が未整備だろうという構造的な問題を抱えているだろうということでございまして、今回のワーキングでは、ゲストスピーカーの方等から、地域の取り組みとしてさまざまなご示唆を受けたということが、真ん中の欄に書いてあるということでございます。

それで、これまでのご意見の整理、ここは基本的に、皆様方がワーキング等でご発言されたものを私どもがほんとに、紙数のスペースが限られておりますので、キーワードだけ羅列したような感じになってございますが、順番前後いたしますが、1つは共通的な視点ということで、これからご説明申し上げます3つの課題トータルの課題といえますか、むしろトータルで考えなきゃいけない横ぐし的な視点ということで、あげさせていただいた部分でございます。

それからあとは、課題の整理としては3つのテーマを設けまして、1つは、資金・資源、これは資産も含めてでございますけれども、いわゆる資金の支援のあり方の問題。それから、担い手に対する経営・ノウハウなどの非資金的な支援のあり方の問題。それから3点目の担い手と地域、行政の協働、これは当然、担い手間同士の地域内連携の話も含めての話になるわけですが、その課題と、とりあえずこの3つのテーマ自体は私どもが設定させていただきまして、委員各位のご意見をキーワードをもとに反映させたというものでございます。

これにつきましては、まずこの整理でよろしいかどうかという点とか、あと今日の議論も含めまして、さらに追加のご意見、それから第1回目、第2回目でのご意見を改めてご確認の意味で出していただく等のことで、各項目それぞれにつきまして、後日、事務局のほうからご意見伺いと申しますか、御用聞きと申しますか、そういう形で委員各位のほうに照会をかけたいと存じますので、適宜ご意見をいただければという意味で、ある意味では見出しの整理のような形で、ご提示させていただいているものでございます。

次回、それを整理させていただいたものを、ある意味では論点整理案という形で提示させていただければ、それで次回の議論の参考にしていただければということでございます。

説明は以上でございます。

【小田切委員】 はい。ただいまご説明ありましたように、本来ならここで、過不足はないのかどうか、ご議論いただきたかったところでございますが、こういうふうな時間になっておりますので、ただいまありましたように、事務局からの問い合わせに対してお答えいただくということで、代替させていただければと思いますが、いかがでしょうか。――それでは、そのようにさせていただきたいと思います。いずれにしても、次回、本格的に議論できるということでございます。

それでは、3番目の「その他」について、お願いいたします。

【中井川広域地方整備政策課長】 3番目の「その他」ということで、参考資料1をごらんいただければと思います。これ、私どもからの報告事項でございます。いわゆる「新しい公共」につきましては、ご案内のとおり、5月に円卓会議等の報告等が出た。その後の動きということで、動きがございましたので、そのご報告をさせていただくということでございます。

参考資料1にございますように、去る10月22日に「新しい公共」推進会議の開催について」という形で会議が開催されまして、その第1回目が開かれたということでございます。

3枚ほどめくっていただきますと、参考資料1の中の資料3というものがございまして、同推進会議での検討テーマということで、2つのテーマが設定されているということでございます。最初の「政府の対応」のフォローアップ及びその結果を踏まえた提案」と申しますのは、まさにその円卓会議とそれに対する政府の対応方針、これのフォローアップをしていこうというもの。それから2番目は、「新しい公共」と行政の関係のあり方についての整理をしていこうと、大きく分けてこの2つのテーマということになるわけでござい

す。

それぞれのテーマにつきまして、前者につきましては政府の対応方針のフォローアップ、その結果を踏まえた提案という形で、年内までに取りまとめるという方針だというふうに伺っておるところでございます。それから、後者の「新しい公共」と行政のあり方につきましては、まず年内に専門調査会が設置されまして、そこでの議論を踏まえて、この推進会議において、年明けに本格的な議論を始めるというふうに伺っておるところでございます。

私の説明は以上でございます。

【小田切委員】 今の情報提供のように、「新しい公共」推進会議のほうが急速に動き出したようでございます。そうであるがゆえに、私たちの議論のほうからも積極的に意見といたしましょうか、情報発信をする必要があるということをお個人的に思っているところでございます。この点については事務局でどうぞよろしく願いいたします。

それでは一応、3つの議題について議論を進めさせていただきました。最後に皆様方からありますでしょうか。時間がないということで、最後のほうは少し強引に進めさせていただきましたが、お許しいただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは最後に局長からごあいさついただければ、大変ありがたいと思っております。

【中島国土計画局長】 ありがとうございます。ちょっとタイトな時間でもございましたけれども、ゲストの方を交えて、座長もおっしゃいましたけれども、立体的な議論ができて、かなり課題が明らかになったと思っております。

今日の議論を踏まえて、次回までに私ども精いっぱい準備をして、またさらに深まった議論ができるような準備をして、次回、臨みたいと思っております。

またあわせて、ちょうど私どもの予算とか税制のほうも動いておりまして、そちらも同時並行で進めておりますので、そちらのほうにもできる限り、そちらはちょっと短期の勝負になっているわけでありまして、反映させていけると思っております。

今日はほんとうにどうもありがとうございました。

【小田切委員】 はい、どうもありがとうございました。

本日はご熱心な討議を賜りましてありがとうございます。特に4名の皆様方、ほんとうにありがとうございます。

それでは、終わりに当たりまして、事務局から連絡事項があれば、よろしく願いいたします。

【中井川広域地方整備政策課長】 最初に今後のスケジュールでございますが、資料の4に記載させていただきます。本日、第3回目が開かれたわけでございますが、次回、第4回目は11月26日金曜日の13時でございます。

それから、必要に応じまして、その次が、ここに記載ございませんが、必要があれば、12月7日火曜日の15時から、これ一応、予備日という形で、事前にお諮りしているところでございますので、必要があれば、そこも視野に入れながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【小玉課長補佐】 次回の正式な開催通知は、また後日送付させていただきます。

また、本日の資料につきましては、机の上に置いていただければ、後ほど郵送させていただきますと思います。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —